特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝日町は予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

三重県朝日町長

公表日

令和3年7月12日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び予防接種施行令、予防接種実施規則等に基づき、対象者管理、請求、審査、健康被害の救済措置等を行っている。 町は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①対象者の抽出、自己負担金額の決定、予防接種の実施 ②給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実に基づいての審査又はその請求に対する応答 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答 ④実費の徴収 ⑤補助金の交付 ⑥予防接種台帳の作成･登録･管理
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
宛名特定個人情報ファイル、予防接種特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠)　番号法第19条第8号　別表第二の17,18,19の項 (情報提供の根拠)　番号法第19条第8号　別表第二の16の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て健康課
②所属長の役職名	子育て健康課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示･訂正･利用停止請求	
請求先	企画情報課　住所:三重県三重郡朝日町大字893番地　TEL:059-377-5663

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て健康課　住所:三重県三重郡朝日町大字小向893番地　TEL:059-377-5652

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年12月21日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年12月21日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担当部署:②所属長	子育て健康課長　水谷　浩	子育て健康課長	事後	
令和1年6月26日	しきい値判断項目 1. 取得者数	平成27年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月26日	しきい値判断項目 2. 対象人数	平成27年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点		
令和1年6月26日	Ⅳ　リスク対策	なし	項目追加	事後	新様式への変更
令和2年12月21日	しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日　時点	令和2年12月21日　時点	事後	
令和2年12月21日	しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日　時点	令和2年12月21日　時点	事後	
令和3年6月17日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会の根拠)　番号法第19条第7号　別表第二の17,18,19の項 (情報提供の根拠)　番号法第19条第7号　別表第二の16の項	(情報照会の根拠)　番号法第19条第8号　別表第二の17,18,19の項 (情報提供の根拠)　番号法第19条第8号　別表第二の16の項	事前	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更